

現況証明（非農地証明）

農地地目を農地以外に変更しようとする場合

現況証明は、登記簿上の地目が農地（田・畑・牧場）となっている場合において、その土地が農地法に規定する「農地」に該当するか否かを農業委員会が判断したうえ、行政サービスとして発行する証明書で、法律に定められた証明ではありません。農業委員会によっては、現地目証明などと表現しているところもあります。

法務局では、登記簿上の地目（田・畑・牧場）を農地以外に変更する場合には、農業委員会が発行する現況証明書を登記申請の際の添付書面として求めています。

申請の方法

- ・申請書 農業委員会に備え付けています。
- ・添付書類 土地全部事項証明（発行から3か月以内の原本：法務局で取得）
位置図（現況図、住宅地図や道路マップを用意してください）
地番図（発行から3か月以内の原本：法務局又は市建設部庶務課）
その他（申請事案により異なりますのでご相談ください）

手数料

- ・現地調査手数料 1件 2,100円（申請時納付）
- ・現況証明手数料 1筆につき 800円（証明書受領時納付）

証明書の交付

- ・市街化区域内 概ね1週間
- ・市街化調整区域 農業委員会で調査、審議するため3週間～4週間程度

証明をしない時期

- ・積雪のため原則として12月～4月は申請を受付けていません。

仮登記等の権利が設定されている場合や、許可を受けずに農地を農地以外の用途に利用している場合などには、申請を受付することができない場合があります。

申請書提出により必ず農地以外と認められるとは限りません。